

京都市告示第 180 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 14 年 4 月 22 日
付けで認可した深草極楽寺町内会の代表者変更の届出、平成 23 年 8 月 19 日
付けで認可した栗栖町町内会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出が
あったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 26 年 6 月 9 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 主たる事務所の所在地

	変更前	変更後
栗栖町町内会	京都市北区紫竹栗栖町 1 0 番地	京都市北区紫竹栗栖町 1 4 番地

2 代表者の氏名

	変更前	変更後
深草極楽寺町内会	上田 好文	中嶋 修
栗栖町町内会	梅原 義生	黒田 修一

3 代表者の住所

	変更前	変更後
深草極楽寺町内会	京都市伏見区深草極楽寺 町 4 1 番地 2 0	京都市伏見区深草極楽寺 町 4 番地 1 N コート 2 0 3 号
栗栖町町内会	京都市北区紫竹栗栖町 1 0 番地	京都市北区紫竹栗栖町 1 4 番地

(文化市民局地域自治推進室)